

町田市公告式条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公告式条例等の一部を改正する条例

(町田市公告式条例の一部改正)

第1条 町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び<u>公布の年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</u> 2 条例の公布は、<u>次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を町田市のウェブサイトに掲載し、又は当該事項を記載した書面を市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。</u> <u>(1) 公布の旨の前文</u> <u>(2) 公布の年月日</u> <u>(3) 市長名</u> <u>(4) 当該条例の条文</u> (規則に関する準用) 第3条 前条の規定は、<u>町田市規則について準用する。</u> (規程の公表) 第4条 市長の定める規程（<u>町田市規則を除く。</u>）を公表しようとするときは、公表の旨の前文、<u>公表の年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> 2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規定による規程の公表について準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、市の機関（<u>市長及び町田市教育委員会を除く。</u>次項において同	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して<u>その末尾に市長が署名しなければならない。</u> 2 条例の公布は、<u>市役所及び市民センター（町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）第2条第1項に規定するセンターをいう。）</u>前の掲示場に掲示してこれを行う。 (規則に関する準用) 第3条 前条の規定は、<u>規則にこれを準用する。</u> (規程の公表) 第4条 <u>規則を除くほか、</u>市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。 2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規程にこれを準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、<u>議会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で</u>

じ。)<u>の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、第2条第1項中「市長」とあるのは「当該機関を代表する者」と、同条第2項第3号中「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、市の機関の定める規程（前項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、第2条第2項第3号及び前条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」と、同項中「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</u> <u>（施行期日の特例）</u> 第6条 <u>町田市規則、前条第1項の規則並びに第4条第1項及び前条第2項の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u>	公表を要するものに<u>これを準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</u> 第6条 <u>規則または市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則または規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u>
--	--

（町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（期末手当及び勤勉手当の一時差止め） 第18条の3 略 2 略 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を記録した電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項のウェブサイトに掲載するととも	（期末手当及び勤勉手当の一時差止め） 第18条の3 略 2 略 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、<u>その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u>

に、当該通知をすべき内容を記載した書面を同項の掲示場に掲示する措置をとることをもって通知に代えることができる。この場合においては、<u>当該措置を開始した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u> 4～8 略	4～8 略
---	--------------

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 町田市職員退職手当支給条例（昭和33年2月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>当該処分の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項のウェブサイトに掲載するとともに、<u>当該処分の内容を記載した書面を同項の掲示場に掲示する措置をとることをもって通知に代えることができる。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u>	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、<u>その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u>

(町田市立公園条例の一部改正)

第4条 町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第38条 法第27条第5項の規定による公示は、<u>前条各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項のウェブサイトに掲載し、又は当該事項を記載した書面を同項の掲示場に掲示する方法により行うものとする。この場合において、公示の期間は、その掲載又は掲示を開始した日から起算して2週間とする。</u> <u>2 工作物等が特に貴重なものである場合において、前項後段に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第41条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を確知することができないときは、同項の公示の要旨を町田市広報に掲載するものとする。</u> <u>3 市長は、第1項に規定する方法による公示</u>	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第38条 法第27条第5項の規定による公示は、<u>次に掲げる方法により行うものとする。</u> <u>（1）前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。</u> <u>（2）前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第41条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を町田市広報に掲載すること。</u> <u>2 市長は、前項に規定する方法による公示を</u>

を行うとともに、規則で定める保管工作物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させるものとする。

を行うとともに、規則で定める保管工作物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させるものとする。

(町田市行政手続条例の一部改正)

第5条 町田市行政手続条例（平成8年12月町田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34</u>	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

条第4項第2号において同じ。）を町田市公告式条例(昭和33年2月町田市条例第3号)第2条第2項のウェブサイトに掲載するとともに、公示事項を記載した書面を同項の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。 (行政指導の方式) 第34条 略 2・3 略 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) 略 (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの	(行政指導の方式) 第34条 略 2・3 略 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) 略 (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
---	---

(町田市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 町田市屋外広告物条例(令和6年3月町田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(屋外広告物等を保管した場合の公示) 第35条 略 2 法第8条第2項の規定による公示は、<u>前項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>を町田市公告式条例(昭和33年2月町田市条例第3号)第2条第2項のウェブサイトに掲載し、又は当該事項を記載した書面を同項の掲示場に掲示する方法により行うものとする。<u>この場合において、公示の期間は、その掲載又は掲示を開始した日から起算して2週間(法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等にあつては、2日間)とする。</u>	(屋外広告物等を保管した場合の公示) 第35条 略 2 法第8条第2項の規定による公示は、<u>次に掲げる方法により行わなければならない。</u> (1) 前項各号に掲げる事項を、公示の日から

3 <u>法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等について、前項後段に規定する期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者等の氏名、住所等（法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等）を確知することができないときは、公示の日から起算して3月の間（その期間内に確知することができた場合にあっては、その確知した日まで）、同項の規定によるウェブサイトへの掲載を行うものとする。</u> 4 <u>市長は、前2項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。</u>	<u>2週間（法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等にあつては、2日間）、町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。</u> <u>（2）法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等について、前号に規定する期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者等の氏名、住所等（法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等）を確知することができないときは、その掲示の要旨を第38条第2号に定める期間を経過する日まで、市のホームページに掲載しなければならない。</u> 3 <u>市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。</u>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（町田市公告式条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市公告式条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。

（町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第3項の規定は、施行日以後に通知に係る措置を行う場合について適用し、施行日前に措置を行った場合は、なお従前の例による。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後の町田市職員退職手当支給条例第15条第3項(第16条第10項及び第17条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に通知に係る措置を行う場合について適用し、施行日前に措置を行った場合は、なお従前の例による。

(町田市立公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例による改正後の町田市立公園条例第38条の規定は、施行日以後に行う都市公園法(昭和31年法律第79号)第27条第5項の規定による公示について適用し、施行日前に行った同項の規定による公示については、なお従前の例による。

(町田市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正後の町田市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にする公示について適用し、施行日前にした公示については、なお従前の例による。

(町田市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例による改正後の町田市屋外広告物条例第35条の規定は、施行日以後に行う屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項の規定による公示について適用し、施行日前に行った同項の規定による公示については、なお従前の例による。